



地面に穴を掘ったり、ブロック積みやドラム缶などを用いて、家庭や事業所から出るごみを屋外で焼却する行為、いわゆる野焼きは廃棄物の処理及び清掃に関する法律や静岡県生活環境の保全等に関する条例により、一部を除いて禁止されています。

野焼きは何故いけないの？

野焼きをすると黒煙や悪臭を発生させ、『煙や臭いが入ってくるので窓が開けられない』、『洗濯物に臭いがついてしまつて、やり直さなければならぬ』、『布団が干せない』など近隣の方々の生活環境に大きな迷惑をかけることとなります。また、気管支などに病気を抱えている方にとっては、より深刻な問題となります。

廃棄物焼却施設とは異なり、適切な温度管理や排ガス処理ができないため、燃やす物によってはダイオキシンを発生させることもあります。さら

に、付近の枯れ草や建物などへの延焼の危険性もあり、火災の原因のひとつにもなっています。

周囲にこういった生活環境上の悪影響を与えるため、一部の例外を除き、野焼きは禁止されています。

一部の例外とは？

- 国又は地方公共団体が施設管理を行うため必要な焼却・災害予防、災害応急対策、復旧のために必要な焼却（防災訓練など）
 - 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却（どんど焼きなど）
 - 農林業者が作業に伴って行うやむを得ないものとして行う焼却
 - 焚き火など、軽微な焼却なお、これらの焼却を行う場合でも近隣の方々に迷惑となつていないと判断されるときは、焼却をやめていただくことがあります。
- また、農林業者だから何でも燃やして良いということではなく、ゴム、プラスチック、油などを含む物の焼却はできません。また、家庭菜園は農業ではありません。

罰則について

野焼きについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に罰則が明記されています。法律に違反すると、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、又はその両方が科せられることがあります。

皆さまへお願い

自分の都合だけを考えるのではなく、燃えるごみの日に出すなど適切なごみ処理を行ってください。

禁止の例外とされている焼却であっても、特に住宅地に近い田畑で行われる焼却は苦情が多くありますので、刈草等はできる限り堆肥化していただき、また、住宅の近くでは焼却しないようにしてください。やむを得ず焼却を行う場合であっても、天候や風向き、時間帯などに注意し、迷惑を掛けないよう、近所の方々のご理解を得るようにしてください。

皆さまが気持ちよく生活していけるよう、ご理解とご協力をお願いします。

問合せ先 環境対策課（清掃センター内） ☎22213

犬や猫の飼い主の皆さまへ

9月20日～9月26日は

動物愛護週間です



地域の方々が気持ちよく暮らし、動物が健康で快適に過ごせるよう、飼い主の方はルールとマナーを守り、愛情と責任をもって飼いましょう。

「狂犬病」とはどんな病気？

狂犬病は狂犬病ウイルスを原因とする疾患で、人を含む全ての哺乳類に感染し、発症するとほぼ100%死亡する恐ろしい感染症です。

犬の登録と狂犬病予防注射

法律により、生後91日以上の犬については生涯1回の登録と、年1回の狂犬病予防注射が飼い主に義務付けられています。

まだ注射を受けていない場合は、必ず受けてください。

犬を飼い始めたときは、環境対策課（清掃センター内）で登録と鑑札の交付を受けてください。飼い主や住所などが変わったとき、飼い犬が死亡したときも届け出てくださいます。

犬に「鑑札」と「注射済票」を

必ずつけましょう

迷子になった場合や災害時に、鑑札や注射済票から飼い主を特定することが可能です。

犬の放し飼いや散歩中に

放してはいけません！

家では外へ逃げ出さないようにして、散歩中は必ずリードをつけましょう。

犬の散歩では

必ずフンの始末を！

フン进行处理するスコップ、ビニール袋を持参して、フンを必ず持ち帰り、周りの人の迷惑にならないようにしましょう。

犬や猫を捨てないで！

犬や猫などの愛護動物を捨てたり、虐待したりすることは犯罪です。どうしても飼うことができなくなった場合は、必ず新しい飼い主を探しましょう。

飼い主の情報交換の場として、「ポッチとニャンチの愛の伝言板」をご利用ください。伝言板は、市役所西館ロビーと下田総合庁舎1階に設置されています。

猫は家の中で飼いましょう

猫を屋外で飼うと交通事故や病気などの危険が多くなりますので、室内で飼うようにしましょう。増やさないのであれば不妊去勢手術をしましょう。また飼い主がわかるよう、首輪には名札を付けておきましょう。

飼い主のいない猫（のら猫）

対策について

飼い主のいない猫を増やさないために、置きエサの禁止、フン尿の始末、不妊去勢手術を行いましょう。市の不妊去勢手術費助成制度もあります。

ペットの防災対策

災害はいつ発生するか分かりません。災害時に備え、ペット用のエサ、ケージ、水などを確保しておきましょう。

タバコや化学物質の影響

タバコの副流煙や、消臭剤や殺虫剤などの化学製品を使う際にはペットの近くで使用することは控えましょう。

問合せ先

環境対策課（清掃センター内） ☎22213

できることから始めよう！ 海洋プラスチックごみ防止 6R県民運動実施中

海洋プラスチックごみは、生態系や人体への影響が懸念されるなど、その解決が地球規模での喫緊の課題となっています。

プラスチックごみを減らし、海への流出を防止するため、県民一人ひとりが「6R」を実践しましょう。

また、6R県民運動推進のため、のぼり旗の貸し出しを行っています。地域の清掃活動等の際にのぼり旗を掲げることで周知につながります。積極的な活用をお願いします。

- **Refuse** レジ袋や使い捨てプラスチックを断る
 - **Return** ごみを持ち帰る、店頭回収に出す
 - **Recover** 清掃活動に参加する
 - **Reduce** マイバッグ・マイボトルを持つ
 - **Reuse** 容器等をくり返し使う
 - **Recycle** 資源回収に出す
- 問合せ先** 環境対策課（清掃センター内） ☎22213
静岡県廃棄物リサイクル課 ☎054-2221-2426

できることから始めよう！

海洋プラスチックごみ防止 6R県民運動

プラスチックごみ減らす

Refuse リフューズ レジ袋をこたあへる	Reduce リデュース マイバック・マイボトルを持つ
Return リターン ごみを持ち帰る・店頭回収に出す	Reuse リユース 容器等をくり返し使う
Recover リカバリー 計測器動加に参加する	Recycle リサイクル 資源回収に出す

静岡県

お問い合わせ 静岡県リサイクル課 TEL:054-221-2426 hns@pref.shizuoka.jp 静岡県 6R

水銀使用製品の適正処理にご協力をお願いします



皆さまにお願いしたいこと

水銀使用製品は、次のとおり処理をお願いします。

● 蛍光灯管

リサイクル分別収集、又は清掃センターへお持込みください。

● ボタン電池

回収協力店へお持込みください。

※協力店は、（一社）電池工業会のホームページからご確認ください。

● 水銀体温計 水銀温度計 水銀血圧計

清掃センターへご相談ください。

※事業所から排出された製品については、清掃センターでは処理できません。

また、照明器具をLED化するなど、水銀使用製品からの切替えをお願いします。

問合せ先

環境対策課（清掃センター内） ☎22213